

【提出上の注意】

この申請書は、訓練計画開始の日の前日から起算して1ヶ月前までに、事前に作成した職業訓練計画（訓練コース）（様式第5-2号）、雇用保険適用事業所設置届（写）又は雇用保険事業所非該当承認を受けたことを証明する書類、建設業許可番号が記載された書類、建設業を行っている事業主であることを確認する書類（登記事項証明書、定款、会社案内、事業報告（計画）書等）、その他管轄労働局長が必要と認める書類とともに、事業所の所在地を管轄する労働局長に提出してください。また、当該労働局長が指揮監督する安定所長を経由して提出することもできます。

【申請にあたっての留意点】

- 1 本奨励金は、対象事業主が支払った受講に際して必要となる入学金・受講料・教科書代等（あらかじめ受講案内等で定められているものに限る）について、当該訓練を受けた対象労働者1人につき1コースあたり20万円を上限に支給します。また、受講に際して必要となる宿泊費について、対象事業主が支払った額の3分の2について対象労働者1人につき1泊5,800円（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の地域区分による乙地方に該当する地域に宿泊する場合は5,200円）かつ年間10万円を上限に支給します。ただし、宿泊費については、対象労働者が雇用される事業所の最寄り駅から宿泊地の最寄り駅までの距離が往復400キロメートル未満である場合には支給しません。
- 2 一の事業所に対する一の年度（支給申請日を基準として4月1日から3月31日までをいう。）の助成金の支給額の合計が、500万円を超える時は、500万円を限度とします。
- 3 管轄労働局長は、奨励金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には、奨励金の支給を行いません。
- 4 奨励金の支給申請に当たって管轄労働局に提出した書類等については、当該奨励金の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 5 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けた場合は、支給した奨励金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年5%の利息を付します。

【記入上の注意】

- 1 「*決裁欄」には記入しないでください。
- 2 各欄ともこの申請書提出日における現況を記入してください。
- 3 4欄は、建設業許可番号を記載してください。
- 4 5欄は、事業所で選任している職業能力開発推進者について記入してください。
- 5 6欄は、職業訓練計画（訓練コース）（様式第5-2号）で算出した支給見込額の総額を記入してください。
- 6 7欄は、今回申請する職業訓練計画期間及び対象人数を記入してください。
- 7 8欄には、本奨励金の支給対象経費に対して、本奨励金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けているかどうか、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は受給している（受給する）補助金等の具体的な名称を記入してください。
- 8 9欄には、本奨励金受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して受給資格認定申請書の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をしたことがあるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 9 10欄には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主に該当するか否かについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は、本奨励金の支給を受けることはできません。
- 10 11欄の申請に関する担当者は、本奨励金の申請に関して、管轄労働局等との質疑応答が可能な方を記入してください。

【不支給要件】

以下のいずれかに該当する事業主に対しては、奨励金の支給を行いません。

- 1 奨励金の支給に係る事業所において、受給資格認定申請書の提出の日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をしたことがない事業主であること。
- 2 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請書の提出日から起算して過去3年の間に緊急人材育成・就職支援基金事業に係る助成金等、及び雇用保険二事業に係る助成金等に係る不正受給を行った事業主であること。
- 3 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主であること。

- 4 奨励金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主であること。
- 5 奨励金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っている事業主であること。